

Ⅲ-3.問題点や改善すべき点について

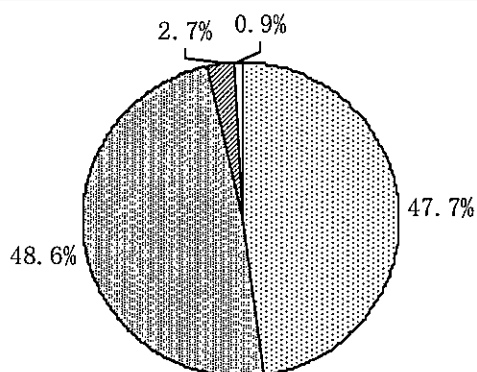
現行の「審議参加に関する遵守事項」に対する全体的な評価についてお伺いします。

(1)現行の「審議参加に関する遵守事項」に対する全体的な評価について

3.1 情報開示の方法も含め、現行のルールについてどのように評価されますか。(単一回答)

- 1. 評価できる
- 2. やむを得ない
- 3. あまり評価できない

評価できる やむを得ない あまり評価できない 回答なし



n=111

3.2 現行の「審議参加に関する遵守事項」に関連して、問題点や改善すべき点がありましたら、どのようなことでも結構ですのでご自由にご記載ください。

<寄附金等について>

- ・ Active な研究者のところに報酬を伴う形でさまざまな依頼が来るのは当然である。
- ・ 大学に所属する者にとって、企業からの寄付はなくてはならないものである。
- ・ 個人の報酬である「コンサルタント料・指導料、特許権・特許権使用料・商標権」による報酬、講演・原稿執筆料その他これに類する行為による報酬」と、機関経理がなされる委任経理金や受託研究とが、「寄附金・契約金等」と一括されており、寄附金についての国民・社会の誤解を助長させているのではないか。
- ・ 不透明な個人の報酬と透明性のある研究費とは、異なる基準にするべきである。
- ・ 委任経理金扱いの金銭の考え方があいまいである。
- ・ 寄附金、特に奨学金の位置づけを明らかにし、国民の意識改革を図ることが必要である。

<情報公開について>

- ・ 「情報公開」の形式的な証左のために莫大なペーパーと事務作業が費やされていると感じる。
- ・ 審議の透明性を確保するためには情報開示は当然であると考える。
- ・ 利益相反を公開すると審議に参加しにくくなる。

<審議参加の取り扱いについて>

- ・ 利益相反になるとして審議に参加できない人が出てくることは、やむを得ない。
- ・ 審議会の方により負担がかかっているように感じる。
- ・ 審議に本当の専門家ができなくなると思われる。
- ・ 審議の場において、専門家の意見が反映できるシステムが要と思われる。
- ・ 定足数に近い出席率で、審議不参加委員が多い場合、対象医薬品に関する十分な審議ができなくなる。
- ・ 金額の多寡に関係なく受領者は当該審議には参加しないとすべきである。
- ・ 従来行っていた審議対象のみの調査で十分ではないか。

<その他>

- ・ 審議員になることは社会に対する貢献である。
- ・ 報道機関の報道姿勢にも問題があるのではないか。
- ・ 政府の機関としての審議員を守るルール作りを早く確立していただきたい。
- ・ 審査に携わる者の倫理意識の向場と信頼が大切である。
- ・ 国民、医師、企業の意識改革と開示の徹底化が必要である。